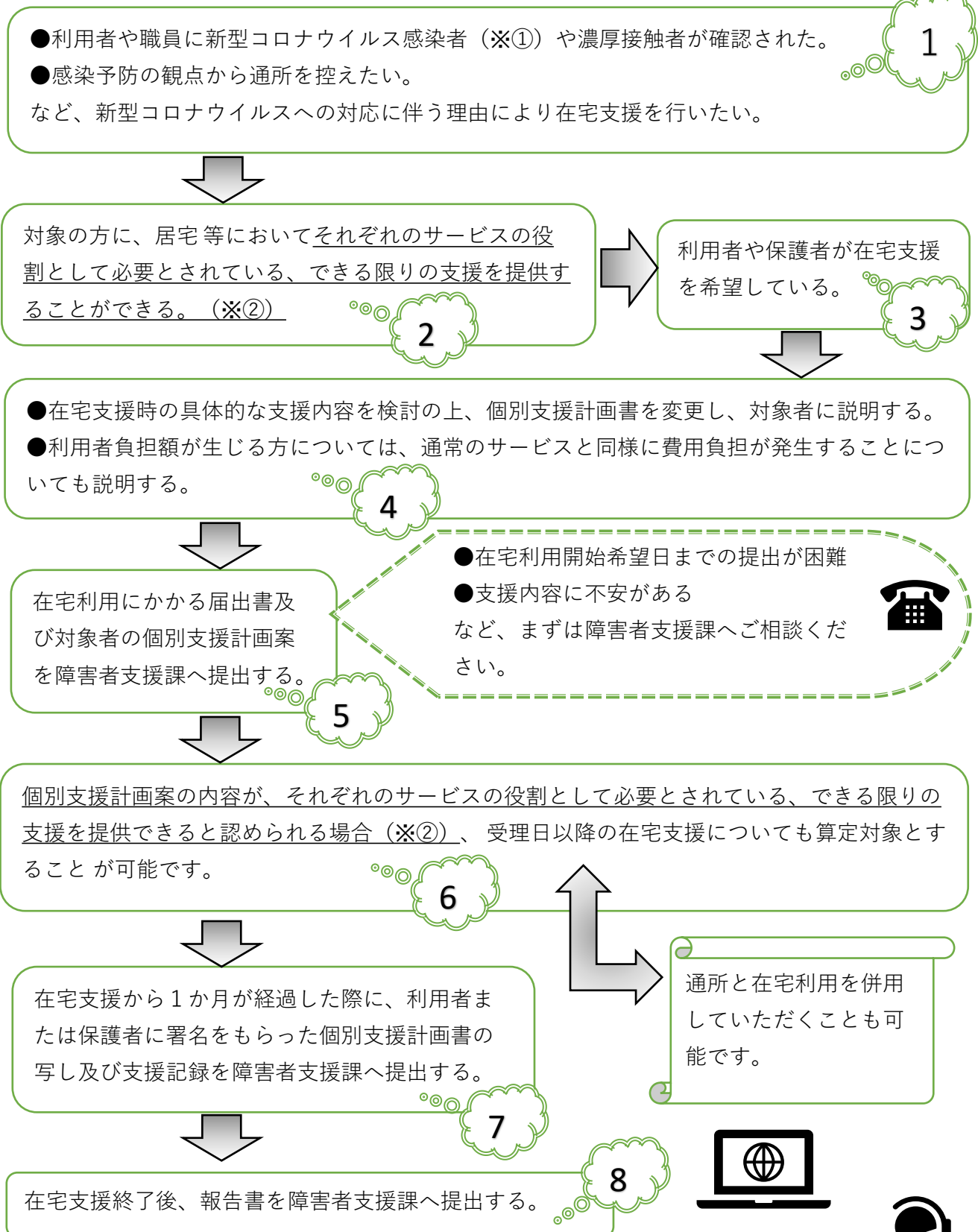


～新型コロナウイルスへの対応に伴う

在宅利用にかかる届出から報告書の提出までの流れ～



※①陽性となった方について、在宅支援の対象ではありません。

※②令和2年5月11日付和福障第545号新型コロナウイルス感染症に係る

障害福祉サービス等事業所における対応Q&A（和歌山市版）について参照（和歌山市HP番号：1027720）